

# 山口県報

令和6年  
3月29日  
(金曜日)

## 目 次

○訓令

山口県文書例式………

### 山口県訓令第五号

山口県文書例式を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県文書例式

(趣旨)

第一条 この訓令は、知事が取り扱う公文書の管理に関する規程（令和六年山口県訓令第四号）第二十五条第一項の規定に基づき、文書の例式に関し必要な事項を定めるものとする。

2 知事及びその所属職員が権限に基づいて作成する文書は、別に定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(文書の種類)

第二条 文書の種類は、次のとおりとする。

一 一条例 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条の規定により制定す

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県知事 村岡 嗣 政

るもの

二 規則 地方自治法第十五条の規定により制定するもの

三 告示 法令等の規定に基づいてする行政処分等で、県内の全部又は一部に公示するもの

四 公告 告示以外で、県内の全部又は一部に公示するもの

五 訓令 知事が所属機関、所属職員等に対して発する命令で、一般に知らせる必要があるもの

六 訓令 知事が所属機関、所属職員等に対して発する命令で、一般に知らせる必要がないもの

七 達 特定の個人又は団体に対して処分の意思を表示するもの（次号に規定するものを除く。）

八 指令 個人、団体、所属機関等からの申請、願い等に対して処分の意思を表示するもの

九 通達 指揮監督権に基づき、所属機関、所属職員、団体等に対して一定の事項を示達するもの

十 依命通達 知事が自己の名をもって所属機関、所属職員、団体等に対して示達すべき事項を、その補助機関が自己の名をもって示達するもの

十一 その他の文書 通知、報告、照会、回答、諮問、答申、建議、申請、進達、副申、証明、賞状、辞令、式辞、願い、届け、裁決書、弁明書、契約書、陳情、請願、議案等

(文書の書式)

第三条 文書の書式は、おおむね別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(山口県文書例式の廃止)

2 山口県文書例式（昭和三十年山口県訓令第一号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係る裁決書及び弁明書の書式については、この訓令の施行後も、なお山口県文書例式の一部を改正する訓令（平成二十八年山口県訓令第一号）による改正前の旧訓令の書式によるものとする。

別表(第三条関係)

一条例

イ 制定する場合

(一) 議案の書式

議案第 号

〇〇条例

年 月 日提出

山口県知事 氏

名

〇〇条例

(.....)

第一条

.....

2

(.....)

第二条

.....

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(二) 公布の書式

〇〇条例をここに公布する。

年 月 日

山口県条例第 号

〇〇条例

(.....)

第一条

.....

2

(.....)

第二条

.....

この条例は、公布の日から施行する。

ロ 一部を改正する場合

(一) 議案の書式

議案第 号

〇〇条例の一部を改正する条例

年 月 日提出

山口県知事 氏

名

〇〇条例の一部を改正する条例

〇〇条例( 年山口県条例第 号)の一部を次のように改正する。

第 条中「.....」を「.....」に改め、「.....」の下に「.....」を加え、「.....」を削る。

第 条を次のように改める。

第 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(二) 公布の書式

制定する場合の例による。

ハ 全部を改正する場合

(一) 議案の書式

議案第 号

〇〇条例

年 月 日提出

山口県知事 氏

名

〇〇条例

〇〇条例( 年山口県条例第 号)の全部を改正する。

(.....)

第一条

.....

(.....)

第二条

.....

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
 (……………)

2 ……………。

(二) 公布の書式  
 制定する場合の例による。  
 二 廃止する場合  
 (一) 議案の書式

議案第 号

〇〇条例を廃止する条例

年 月 日提出

山口県知事 氏 名

〇〇条例を廃止する条例

〇〇条例( 年山口県条例第 号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(二) 公布の書式

制定する場合の例による。

二 規則

条例の公布の場合の書式に準ずる。

三 告示

山口県告示第 号

〇〇法( 年法律第 号)第 条第 項の規定により、……………次のとおり

……………する。

年 月 日

山口県知事 氏 名

一 ……………。

二 ……………。

……………。

山口県告示第 号

〇〇に関する告示( 年山口県告示第 号)の一部を次のように改正する。

年 月 日

山口県知事 氏 名

……………中「……………」を「……………」に改め、「……………」の下に「……………」を  
 加え、「……………」を削る。

山口県告示第 号

〇〇に関する告示( 年山口県告示第 号)は、廃止する。

年 月 日

山口県知事 氏 名

四 公告

(……………)……………

……………は、次のとおり……………します。

年 月 日

山口県知事 氏 名

一 ……………。

二 ……………。

五 訓令

イ 制定する場合

山口県訓令第 号

庁中一般

各出先機関

〇〇規程を次のように定める。

年 月 日

山口県知事 氏 名

〇〇規程

(……………)

第一条 ……………。

(……………)

第二条 ……………。

2 ……………。

附則

この訓令は、  
年 月 日から施行する。

ロ 一部を改正する場合

山口県訓令第 号

庁中一般  
各出先機関

〇〇規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

年 月 日

山口県知事 氏 名

〇〇規程の一部を改正する訓令

〇〇規程（ 年山口県訓令第 号）の一部を次のように改正する。

第 条中「.....」を「.....」に改め、「.....」の下に「.....」を加え、「.....」を削る。

第 条を次のように改める。

第 条 削除

附 則

この訓令は、  
年 月 日から施行する。

六 訓

訓〇〇第 号

庁中一般  
各出先機関

.....を次のように定める。

年 月 日

山口県知事 氏 名 関

1 .....。

2 .....。

.....。

七 達

号 違〇〇第

所 住 氏 名

〇〇法（ 年法律第 号）第 条第 項の規定により、次のとおり  
 .....を命じます。

年（ 年） 月 日 山口県知事 氏 名 国

1 / .....。

2 .....。

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、.....に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

備考 禁止、取消し等を内容とする場合は、「命じます」を「禁止します」、「取り消します」等とすること。

八 指令

号 指令〇〇第

所 住 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で申請のありました.....  
 については、〇〇法（ 年法律第 号）第 条第 項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

年（ 年） 月 日 山口県知事 氏 名 国

1 / .....。

2 .....。

備考 1 認可、承認等を内容とする場合は、「許可します」を「認めます」、「承認します」等とすること。  
2 補助金の交付を内容とする場合も、この書式の例によること。

九 通達

号 〇〇第

年（ 年） 月 日

〇〇〇〇 様

山口県知事 氏 名 国

.....について（通達）  
 .....  
 .....して下さい。



ハ 表彰状

表彰状	氏	名様
.....あなたが多年.....に.....		
.....された功績は顕著であります		
よって.....により表彰します		
年月日		
山口県知事 氏		名 印

ニ 感謝状

感謝状	氏	名様
.....あなたは.....され		
ました		
よってここに感謝の意を表します		
年月日		
山口県知事 氏		名 印

六 裁 決 書

(一) 棄却する場合

	裁 決 書	〇〇第 号
	審査請求人 住所 氏名	
上記審査請求人から	年 月 日	付付けで提起された
.....に関する審査請求について、次のとおり裁決します。		
主 文		
この審査請求を棄却する。		
事 案 の 概 要		
.....		
審理関係人の主張の要旨		
.....		
裁 決 の 理 由		
.....		
よって、主文のとおり裁決する。		
年 ( 年 ) 月 日	山口県知事 氏	名 印
教示		
この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して / 月以内に、〇〇大臣に対して再審査請求をすることができます。		
また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。		

(二) 容認する場合

	裁 決 書	〇〇第 号
	審査請求人 住所 氏名	
上記審査請求人から	年 月 日	付付けで提起された
.....に関する審査請求について、次のとおり裁決します。		
主 文		
この審査請求に係る.....の行った.....を取り消す。		
事 案 の 概 要		
.....		
審理関係人の主張の要旨		
.....		
裁 決 の 理 由		
.....		
よって、主文のとおり裁決する。		
年 ( 年 ) 月 日	山口県知事 氏	名 印



ハ 弁明書

弁 明 書 〇〇第 年 ( 年 ) 月 日 号

審理員 氏 名 様 山口県知事 氏 名 団

審査請求人 氏 名 から 年 月 日 付けで提起された.....

.....に関する審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の趣旨  
「この審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 棄却を求める理由  
.....。

ト 議案 (事件議決)

議案第 号 .....(について

下記のとおり.....することについて

で、〇〇法 ( 年法律第 号) 第 条第 項の規定により、県議会の議決を求めます。

年 月 日提出

山口県知事 氏 名

記

1 .....。

2 .....。

備考 同意、承認等を内容とする場合は、「議決」を「同意」、「承認」等とすること。

チ 復命書

復 命 書

年 月 日から 年 月 日まで、.....

...のため.....しましたので、

その結果を下記のとおり復命します。

年 ( 年 ) 月 日

山口県知事 氏 名様

〇〇課 長 氏

〇〇課主事 氏

名 ④

名 ④

記

1 .....。

2 .....。